



第26期定時株主総会 招集ご通知

■開催概要

<日時>

2026年2月26日（木曜日）
午前10時（受付開始：午前9時30分）

<場所>

東京都千代田区外神田一丁目18番13号
秋葉原ダイビル2階
秋葉原コンベンションホール

■Contents

招集ご通知	1
第26期事業報告	7
連結計算書類	21
計算書類	23
監査報告	25
株主総会参考書類	
決議事項	
第1号議案 剰余金の処分の件	31
第2号議案 取締役1名選任の件	32

株式会社エスプール

証券コード 2471

株主各位

証券コード 2471
2026年2月9日

東京都千代田区外神田一丁目18番13号

株式会社エスプール
代表取締役会長 浦上 壮平

第26期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第26期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

当社ウェブサイト <https://www.spool.co.jp>



（上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「IR」「株主・株式情報」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。）

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイト及び株主総会ポータルにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「エスプール」又は「コード」に当社証券コード「2471」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

株主総会ポータル[®]（三井住友信託銀行） <https://www.soukai-portal.net>

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙にあるQRコードを読み取るか、ID・初期パスワードをご入力ください。



なお、当日ご出席されない場合は、インターネット等又は書面（郵送）によって議決権行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、4ページ～6ページに記載のご案内に従って2026年2月25日（水曜日）午後6時までに議決権行使してくださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

① 日 時	2026年2月26日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）
② 場 所	東京都千代田区外神田一丁目18番13号 秋葉原ダイビル2階 秋葉原コンベンションホール ご来場の際は、末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。
③ 目的事項	報告事項 1. 第26期（2024年12月1日から2025年11月30日まで） 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第26期（2024年12月1日から2025年11月30日まで） 計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役1名選任の件
④ 招集にあたっての 決定事項	議決権の行使については、4ページ～6ページに記載の【議決権行使のご案内】をご参照ください。 (1)書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。 (2)インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。 (3)インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。 (4)代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、1ページに記載の当社ウェブサイト、東証ウェブサイト及び株主総会ポータルにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- ◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、下記「交付書面省略事項」に掲げる事項を除いております。

交付書面省略事項：

事業報告の「1. 企業集団の現況に関する事項」のうちの「(12) 主要な営業所」「(13) 従業員の状況」「(14) 主要な借入先の状況」「(15) その他企業集団の現況に関する事項」「2. 会社の株式に関する事項」「3. 会社の新株予約権等に関する事項」「7. 会社の体制及び方針」「連結持分変動計算書」「連結注記表」「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

したがいまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。



議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権行使してくださいますようお願い申しあげます。

議決権行使する方法は、以下の3つがございます。



株主総会にご出席する方法

当日ご出席の際は、お手数ながら、議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

株主総会開催日時

2026年2月26日(木曜日)
午前10時



書面により議決権を行使する方法

議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2026年2月25日(水曜日)
午後6時到着分まで



インターネット等により議決権行使する方法

次ページのご案内に従って、各議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2026年2月25日(水曜日)
午後6時入力完了分まで

- (1) 書面（郵送）により議決権行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) インターネットにより複数回、議決権行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3) インターネットと書面（郵送）により重複して議決権行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (4) 代理人により議決権行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

『株主総会ポータル』のご案内

招集通知の確認も議決権行使も簡単に！

POINT 1

スマートフォンで読みやすい

議案情報、企業情報、業績情報を読みやすく。
株主総会資料も閲覧できます。



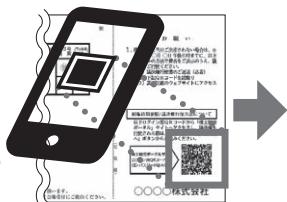
POINT 2

簡単・便利にアクセスが可能

お手元のスマートフォン等で議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取り簡単にアクセスできます。

ID・パスワードの入力は不要です。

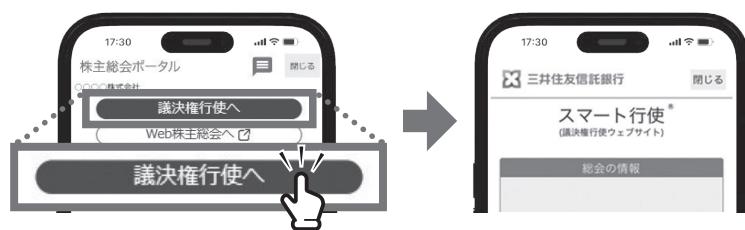
※QRコードは（株）デンソーウェーブの登録商標です。



POINT 3

議決権行使も楽々

ボタン1つで議決権行使画面へ移動。
議案を確認後、そのまま議決権行使が
可能です。



インターネットによる議決権行使期限 2026年2月25日(水曜日)午後6時

PC等からもアクセスいただけます

以下のURLより議決権行使書用紙に記載の
ログインID・パスワードをご入力のうえアクセスしてください。

株主総会ポータルURL
<https://www.soukai-portal.net>

『議決権行使方法』

右図の通り、ログイン後の画面で「議決権行使へ」ボタンをクリックし、以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

議決権行使ウェブサイトも引き続きご利用いただけます。

►<https://www.web54.net>

ご注意事項

- 一度議決権行使した後で行使内容を変更される場合、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。
- 書面とインターネットにより重複して議決権行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものといたします。また、インターネットによって複数回議決権行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- 1・4・7・10月の第1月曜日0:00～5:00は、メンテナンスのためご利用いただけません。



株主総会ポータルのご利用方法・インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

0120-652-031 (受付時間 9時～21時)



ぜひQ&Aもご確認ください。

第26期事業報告 (2024年12月1日から2025年11月30日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

一般的概況

当連結会計年度のわが国経済は、雇用・所得環境の改善や、インバウンド需要の増加などにより緩やかな回復基調で推移しました。一方で、原材料・エネルギー価格の高騰や円安による物価高、地政学的リスクの高まり、金融資本市場の変動等の影響などの要因により、先行きは依然として不透明な状況が続いています。

このような状況下、当社グループは、社会的価値と経済的価値創出の両立を経営の基本方針とし、社会貢献性が高く、付加価値の高い事業を複数展開するポートフォリオ経営を推進しております。中でも優良な顧客基盤を有し、高い成長が期待できる「障がい者雇用支援サービス」、「環境経営支援サービス」、「広域行政BPOサービス」を重点注力分野と定め、事業拡大を推進しております。

そのような中、当社グループの業績につきましては、障がい者雇用支援サービスが堅調に推移したビジネスソリューション事業が、コールセンター向け人材派遣サービスの縮小が続く人材ソリューション事業の減収を補い、増収を維持しました。一方、利益面では、人材ソリューション事業の減収に伴う減益に加え、広域行政BPOサービスの苦戦やロジスティクスアウトソーシングサービスにおける一時費用の影響により、ビジネスソリューション事業も収益性が低下し、全体として減益となりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上収益は26,029百万円（前連結会計年度比1.9%増）、営業利益は2,418百万円（前連結会計年度比13.1%減）、親会社の所有者に帰属する当期利益は1,444百万円（前連結会計年度比31.2%減）となりました。

事業別概況

当連結会計年度のセグメント業績（セグメント間内部取引消去前）は以下のとおりあります。

区分	当連結会計年度		
	売上高（百万円）	前期比（%）	構成比（%）
報告セグメント	26,134	1.9	100.4
ビジネスソリューション事業	16,554	10.2	63.6
	人材ソリューション事業	△9.8	36.8
調整額	△104	—	△0.4
合 計	26,029	1.9	100.0

(ビジネスソリューション事業)

[事業概要]

ビジネスソリューション事業では、障がい者やシニアなど潜在労働力の活用を支援するサービスのほか、企業や自治体の業務の一部を受託するアウトソーシングサービスおよびコンサルティングサービスを提供しています。

前者においては、株式会社エスプールプラスが、障がい者の就労に適した農園を企業に貸し出し、主に知的障がい者の採用から定着までを支援するサービスを行っています。株式会社エスプールでは、様々な経験やノウハウを有するシニア等のフリーランス人材を企業の経営課題や業務課題の解決に役立てるサービスを提供しています。

後者のアウトソーシングサービスでは、株式会社エスプールロジスティクスが、通販商品の発送を代行する物流サービスを提供しています。株式会社エスプールリンクは、アルバイトやパートの採用業務を代行するサービスを展開しており、株式会社エスプールセールスサポートでは、対面型の会員獲得業務や販売促進業務を行っています。また、株式会社エスプールブルードットグリーンは、温室効果ガス（GHG）排出量の算定や環境情報の開示に関するコンサルティング、カーボンオフセット仲介など、企業の環境経営を支援するサービスを提供しています。さらに、株式会社エスプールグローカルでは、複数の自治体の行政業務を一括で受託する広域行政BPOサービスを行っています。

[当連結会計年度の経営成績]

障がい者雇用支援サービスは、企業からの農園サービスに対する引き合いは堅調に推移し、営業活動は順調に進捗しました。また、新農園については、地域分散による採用力の強化を図るべく、既存農園が集中する千葉県以外の東京都や神奈川県など、新エリアを中心に展開しました。その結果、障がい者の新規採用も円滑に進み、設備販売も計画どおり推移しました。環境経営支援サービスは、自治体向けの入札で一部苦戦したものの、企業向けのコンサルティングサービスおよびカーボンクレジットの販売が好調だったことにより、增收増益を達成しました。広域行政BPOサービスは、下期以降、国策関連の業務が増加したものの、受注済み案件の拡大が限定的であったことや、獲得を見込んでいた案件の見送り等の影響により、売上・利益ともに伸び悩みました。その他サービスでは、セールスサポートサービスにおいて、対面型プロモーションの評価が高く、ナショナルクライアントとの取引拡大が続いたことから、売上・利益ともに大きく伸長しました。一方、採用支援サービスは、新サービスである健康診断業務代行の受注が進んだものの、一部納品が翌期にずれ込んだことや、立ち上げ初期における運営上の混乱に伴う原価上昇により、収益を大きく圧迫する結果となりました。ロジスティクスアウトソーシングサービスは、抜本的な収益改善に向けて、品川センターを流山センターへ統合することを決定し、減損損失を計上した結果、大幅な赤字となりました。

その結果、当連結会計年度の売上収益は16,554百万円（前連結会計年度比10.2%増）、営業利益は3,585百万円（前連結会計年度比3.1%減）となりました。

(人材ソリューション事業)

[事業概要]

コールセンター向けの人材派遣サービスについては、売上回復を目指し、シェア拡大に取り組んでいます。顧客目線でのサービス強化に取り組むことで、他社との差別化を図り、選ばれる人材派遣会社を目指しています。具体的には、サービスの特徴である派遣先に常駐する社員（フィールドコンサルタント）のコンサルティング機能を強化し、専門性を高めています。また、派遣スタッフのフォローにも注力し、定着率を向上させることで、顧客企業の生産性向上にも寄与しています。また、新たに開始した建設業領域の人材派遣サービスの拡大に向け、体制の強化を図り、早期の立ち上げを目指しています。

[当連結会計年度の経営成績]

主力であるコールセンター業務の人材派遣については、緩やかな需要回復の傾向が見られたものの、幅広い業種との人材獲得競争の激化等により派遣スタッフの採用が十分に進まず、需要の取り込みは限定的となりました。このような状況のもと、利益率の高い高スキル業務の人材供給を強化した結果、単価および粗利率の改善が進みましたが、稼働人数の多い定型的な業務の縮小により、全体としては売上が減少しました。販売支援業務の人材派遣については、対面での販売ニーズの見直しにより一定の需要はあったものの、担当部署の統合を進めていた影響から対応力が低下し、十分に需要を取り込むことができませんでした。一方、前連結会計年度から開始した施工管理技士派遣は、第1四半期での黒字化を達成して以降、売上は順調に伸長しました。

その結果、当連結会計年度の売上収益は9,579百万円（前連結会計年度比9.8%減）、営業利益は822百万円（前連結会計年度比5.2%減）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は2,364百万円で、その主なものは、株式会社エスプールプラスが展開する障がい者雇用支援サービスの農園建設費用であります。

セグメントごとに示すと、次のとおりになります。なお、有形固定資産の他、無形固定資産への投資を含めて記載しております。

セグメントの名称	当連結会計年度（百万円）
ビジネスソリューション事業	2,310
人材ソリューション事業	6
全社	47
合　　計	2,364

ビジネスソリューション事業の設備投資2,310百万円のうち、障がい者雇用支援サービスの農園の増新設に係る設備費用は2,122百万円となっております。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(8) 対処すべき課題

当社グループは、「アウトソーシングの力で企業変革を支援し、社会課題を解決する」を企業理念に掲げ、主に「共生社会」「サステナブル」「地方創生」に関連した社会課題の解決に取り組んでいます。これらの事業活動の推進を通じて、中期的な目標として、「次の10年の成長を見据えた経営基盤のさらなる強化」を基本方針に、2029年11月期の数値目標として、売上収益360億円、営業利益45億円を目指しています。

企業理念や中期的な目標の実現に向け、当社グループの対処すべき主な課題は以下の通りです。

① 既存事業の継続的な発展

持続的な成長を実現するには強固な収益基盤を構築することが重要であると考えています。その根幹となる既存事業では、継続的な改善及び高付加価値化によって競争優位性を高めることで、安定収益の確保を目指します。また、各事業が持つ強みや顧客基盤を活用し、派生事業の開発を進めることで収益構造の多角化に取り組み、さらなる成長を目指します。

② 特定事業への依存度の軽減

当社グループの営業利益の構成比は、障がい者雇用支援サービスと人材派遣サービスの2事業で87%を占めています。環境変化などにより主力事業の収益が悪化した場合には、業績に大きな影響を与える可能性があることから、新たな収益の柱の構築が必要であると認識しています。具体的には、市場拡大が期待できる広域行政BPOサービスや環境経営支援サービスなど新たな事業領域での成長を目指していきます。

③ 優秀な人材の確保

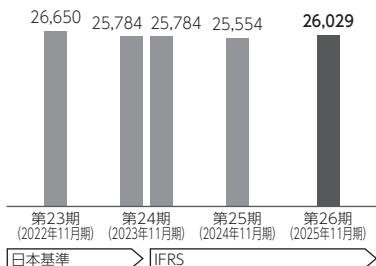
当社グループのビジョンに共鳴する優秀な人材を採用し、組織体制を強化していくことが、持続的な成長のためには必要だと考えています。社会課題を敏感に察知し、主体的に解決に取り組むことができる人材を採用するために、社会的意義のある事業をより一層推進していきます。また、優秀な人材が長期的に活躍できるよう、従業員持株会の奨励金付与率100%や健康経営の推進などを通して、従業員が安心して働く環境整備に取り組んでいます。

④ 次世代を担う多様な人材の育成

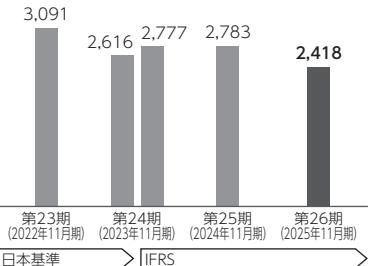
「社員の成長が会社の成長につながる」という方針の下、多様な個性を尊重し、それぞれの能力を最大限に発揮できる環境を整備することで、社員一人ひとりがいきいきと活躍し、共通の価値観のもとで共に成長できる組織を目指します。また、グループ経営を担う中核人材の育成にも注力し、変化を恐れず、積極的に挑戦できるリーダー人材を育成することで、持続的な成長と発展を支えていきます。

(9) 財産及び損益の状況

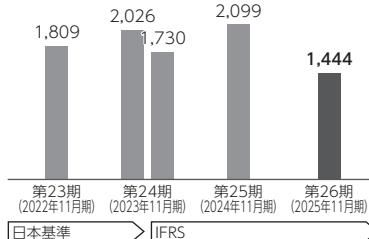
売上高又は売上収益 (単位:百万円)



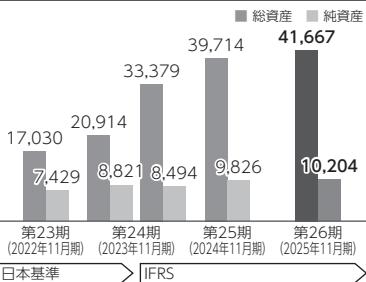
営業利益 (単位:百万円)



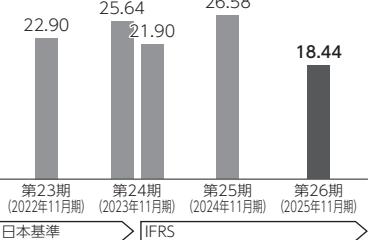
**親会社株主に帰属する当期純利益又は
親会社の所有者に帰属する当期利益** (単位:百万円)



総資産又は資産合計/純資産又は資本合計 (単位:百万円)



**1株当たり当期純利益又は
基本的1株当たり当期利益** (単位:円)



区分	第23期 (2022年11月期)	第24期 (2023年11月期)	第25期 (2024年11月期)	第26期 (当連結会計年度) (2025年11月期)
	日本基準	日本基準	IFRS	IFRS
売上高又は売上収益 (百万円)	26,650	25,784	25,784	25,554
営業利益 (百万円)	3,091	2,616	2,777	2,783
親会社株主に帰属する 当期純利益又は 親会社の所有者に帰属する 当期利益 (百万円)	1,809	2,026	1,730	2,099
1株当たり当期純利益 又は基本的1株当たり 当期利益 (円)	22.90	25.64	21.90	26.58
総資産又は資産合計 (百万円)	17,030	20,914	33,379	39,714
純資産又は資本合計 (百万円)	7,429	8,821	8,494	9,826
				41,667
				10,204

(注) 1. 第25期よりIFRSに準拠して連結計算書類を作成しております。また、ご参考までに第24期のIFRSに準拠した諸数値も併記しております。
2. 科目等の表記が日本基準とIFRSで異なる場合は、両方を併記しております。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

① 重要な親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	議決権比率 (%)	主要な事業内容
(株)エスプールヒューマンソリューションズ	151	100.0	人材派遣、人材紹介
(株)エスプールプラス	105	100.0	障がい者雇用支援
(株)エスプールロジスティクス	30	100.0	ロジスティクスアウトソーシング
(株)エスプールセールスサポート	10	100.0	セールスサポート
(株)エスプールリンク	10	100.0	採用支援
(株)エスプールグローカル	10	100.0	広域行政BPOサービス
(株)エスプールブルードットグリーン	10	100.0	環境経営支援
(株)エスプールブリッジ	10	100.0	事業承継支援サービス
(株)Cyber Crew	10	100.0	サイバーセキュリティサービス

(11) 主要な事業内容 (2025年11月30日現在)

事業部門	事業内容
ビジネスソリューション事業	ロジスティクスアウトソーシング、障がい者雇用支援、プロフェッショナル人材活用サービス、採用支援、セールスサポート、環境経営支援、広域行政BPOサービス、事業承継支援サービス、サイバーセキュリティサービス
人材ソリューション事業	人材アウトソーシング／人材派遣サービス

4 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (2025年11月30日現在)

取締役

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況	取締役会出席状況
代表取締役 会長兼社長	浦上壮平	株式会社エスプールヒューマンソリューションズ 代表取締役 株式会社エスプールプラス 代表取締役 株式会社エスプールロジスティクス 代表取締役 株式会社エスプールセールスサポート 代表取締役 株式会社エスプールリンク 代表取締役 株式会社エスプールブルードットグリーン 代表取締役 株式会社エスプールグローカル 代表取締役 株式会社エスプールブリッジ 代表取締役	14/14回 (100%)
取 締 役	佐藤英朗	管理本部担当	14/14回 (100%)
取 締 役	荒井 直	社長室・子会社担当	14/14回 (100%)
社外 独立 取 締 役	赤浦 徹	インキュベイトファンド株式会社 代表取締役	14/14回 (100%)
社外 独立 取 締 役	宮沢奈央	弁護士 T F R法律事務所	14/14回 (100%)
社外 独立 取 締 役	仲井一彦	公認会計士 仲井一彦公認会計士事務所	14/14回 (100%)

監査役

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況	取締役会出席状況	監査役会出席状況
社外 独立 常勤監査役	徐 進		14/14回 (100%)	14/14回 (100%)
社外 独立 監 査 役	畠中 裕	エムアンドシーコンサルティング株式会社 代表取締役	14/14回 (100%)	14/14回 (100%)
社外 独立 監 査 役	山下 登	社会保険労務士 みなみ野社会保険労務士事務所	14/14回 (100%)	14/14回 (100%)

- (注) 1. 当社と、インキュベイトファンド株式会社、T F R法律事務所、仲井一彦公認会計士事務所、エムアンドシーコンサルティング株式会社、みなみ野社会保険労務士事務所との間に特別の関係はありません。
 2. 代表取締役会長兼社長 浦上壮平は、2025年12月1日付で代表取締役会長に就任いたしました。また、同日付で白川儀一が社長執行役員に就任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は業務執行取締役等でない各取締役及び各監査役との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、100万円又は法令が定める金額のいずれか高い額としております。

(3) 補償契約の内容の概要

当社は、取締役浦上壯平、佐藤英朗、荒井直、赤浦徹、宮沢奈央、仲井一彦、監査役徐進、畠中裕及び山下登との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しております。補償契約の内容は、同条第1項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償するものです。ただし、当社の承諾なくして和解した場合の和解金は補償されないなどの適正性確保措置があります。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び当子会社の①取締役、②監査役、③管理職従業員（役員と共同被告となった場合その他一定の場合には管理職以外の従業員を含みます）、④上記①から③の者とともに損害賠償請求された場合の当該請求された者の配偶者、及び⑤上記①から③の者の法定相続人が被保険者に含まれる会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとされています。ただし、被保険者が法令に違反することを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。当該保険契約に係る保険料は当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

(5) 取締役及び監査役の報酬等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）		対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動賞与	
取締役 (社外取締役を除く。)	96	96	—	3
監査役 (社外監査役を除く。)	—	—	—	—
社外役員 (うち社外取締役)	30 (10)	30 (10)	—	6 (3)
(うち社外監査役)	(19)	(19)	—	(3)

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

(取締役)

取締役のうち、業務執行取締役の報酬は固定報酬と業績連動賞与で構成され、その金額の算定方法についての内規を定めております。非業務執行取締役は、その職務の性質上、固定報酬のみとしております。

業務執行取締役の固定報酬額については、年度決算が確定した後の定時取締役会において、各人の職務内容、能力、経歴、年数に、企業価値の増減、株主還元施策、売上及び利益の増加、新規事業の育成、人材育成及び組織開発の進展度といった前期実績を反映させ、当期の各人ごとの固定報酬額を代表取締役が起案し、非業務執行の取締役、監査役も含めて取締役会において協議して決定しております。

業績連動賞与の金額は、連結税引前利益の増加額の10%又は連結税引前利益の3%を目安として算出し、定時株主総会の承認を条件として支給しております。各人への配分は原則固定報酬額比例としております。業績連動賞与の指標に連結税引前利益を選択した理由は、中期的に当社グループが成長期にあり、株主から期待される利益拡大へのインセンティブが働く仕組みにするため、及びなるべくシンプルで分かりやすい仕組みにするためであります。

当事業年度の連結税引前利益の3%は63百万円ですが、前連結会計年度比で減少であったため、当事業年度の業績連動賞与の支給は行わないことといたしました。なお、決定に関する方針は、2021年1月15日開催の取締役会にて決定しております。

(監査役)

監査役の報酬は、業務執行から独立した立場であるという職務の特性から、固定報酬のみとしております。その報酬額については、監査役の協議により決定する方針としております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

役員の報酬等については、2018年2月27日開催の株主総会において、取締役の報酬額は年額200百万円以内（うち社外取締役分は年額30百万円以内）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役は6名（うち社外取締役3名）です。

また、2003年9月11日開催の株主総会において、監査役の報酬額は月額2百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役は3名（うち社外監査役3名）です。

なお、役員の員数は定款に、取締役は9名以内、監査役は5名以内と定めております。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役の個人別の報酬等の内容は、取締役会が決定しており、該当事項はありません。

④ 取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当事業年度における報酬等の額は、2025年3月13日の取締役会にて、個別の金額を開示したうえで固定報酬を決議しており、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

5 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の状況

当社の社外取締役は3名であり、社外監査役は3名であります。

(社外取締役)

赤浦徹氏は、インキュベイトキャピタルパートナーズの代表者として、企業投資に関する豊富な知識と経験を有しているとともに、誠実な人格を兼ね備えております。長年にわたる企業の取締役等の経験から、取締役会における適切な意思決定等の職務を遂行できるものと判断しております。

主な活動状況として、重要な経営方針や事業に関する助言を積極的に行うとともに、客観的・独立的な立場から議案審議等に必要な発言を適宜行っており、当社が期待する役割を十分に果たしております。

引き続き、これまでの経験及び実績を活かし、経営全般の監督及び意思決定に有効な助言・指導等をしていただくことを期待しております。

宮沢奈央氏は、弁護士として法務全般に関し高度な専門的知識と経験を有しており、専門家としての経験及び実績を活かして職務を遂行できるものと判断しております。

主な活動状況として、会社の透明性・客観性の向上及び監督機能の強化に貢献するとともに、専門家として客観的・独立的な立場から議案審議等に必要な発言を適宜行っており、当社が期待する役割を十分に果たしております。

引き続き、これまでの経験及び実績を活かし、経営全般の監督及び意思決定に有効な助言・指導等をしていただくことを期待しております。

仲井一彦氏は、公認会計士としての実績や上場企業の社外役員としての豊富な経験及び専門家としての広範な見識を有しており、その豊富な経験と実績を活かした適切な意思決定及び監督機能の強化等の職務を遂行できるものと判断しております。

主な活動状況として、経営課題や事業のリスク管理等に関して有益な助言を行うとともに、専門家として客観的・独立的な立場から議案審議等に必要な発言を適宜行い、当社が期待する役割を十分に果たしております。

引き続き、これまでの経験及び実績を活かし、経営全般の監督及び意思決定に有効な助言・指導等をしていただくことを期待しております。

(社外監査役)

徐進氏は、常勤監査役として社内管理体制の強化及び監査役会統括のために就任しており、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

畠中裕氏は、経営コンサルタントとしての実績や他社の経営者としての豊富な経験があり、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

山下登氏は、社会保険労務士として人事・労務に関する豊富な知識と経験を有しています。その知識と経験に基づく専門的な見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

(利害関係)

社外取締役赤浦徹氏は、過去において他の会社の役員であったことがあり、現在において他の会社の役員を兼任しておりますが、当該他の会社と当社の間には特別な利害関係はありません。また、社外取締役仲井一彦氏は、現在において他の会社の役員を兼任しておりますが、当該他の会社と当社の間には特別な利害関係はありません。

社外監査役徐進氏は、過去において他の会社の役員であったことがあり、現在において他の会社の役員を兼任しておりますが、当該他の会社と当社の間には特別な利害関係はありません。また、社外監査役畠中裕氏は、現在において他の会社の役員を兼任しておりますが、当該他の会社と当社の間には特別な利害関係はありません。

なお、社外取締役赤浦徹氏及び社外監査役徐進氏は、当社の株主であり、当社株式の売買に関しては当社取締役と同様に、当社へ事前申請し、承認を取得することで合意しております。

当社と社外取締役及び社外監査役との間には、上記を除き、記載すべき人的関係、資本的関係又は重要な取引関係その他の利害関係はありません。また、当社では、すべての社外取締役及び社外監査役について、一般株主と利益相反が生じる恐れのない独立役員として選任しております。

(2) 社外取締役又は社外監査役の当社からの独立性に関する考え方

社外取締役及び社外監査役はいずれも、親会社又は他の関係会社の出身者でなく、当社の主要株主でもありません。また、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者でなく、当社の子会社から役員としての報酬等その他財産上の利益を受けている者でもありません。よって社外取締役及び社外監査役はいずれも独立性の確保ができているものと考えます。

なお、当社において、社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準や方針は特段定めておりませんが、当社との人的関係、資本的関係等の特別な利害関係がなく、高い知見に基づき当社の経営監視ができること等を個別に判断し、選任しております。

(3) 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、取締役会その他会議に出席し、取締役会における監査役の意見や内部統制の評価結果の報告などを踏まえて意見を述べること等により、業務執行から独立した立場からの経営監督機能を果たしております。

社外監査役は、取締役会や監査役会に出席し、客観的かつ独立的な立場から意見を述べるほか、内部監査室及び会計監査人と定期的に情報交換を行い、監査機能の強化に努めています。

6 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 太陽有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額（百万円）
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	39
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	39

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額については、これらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

当社監査役会は、監査項目別監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の決議に基づき、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨及びその理由を報告いたします。

連結計算書類

連結財政状態計算書 (2025年11月30日現在)

科目	金額
資産	
流動資産	8,198
現金及び現金同等物	3,583
営業債権及びその他の債権	3,787
棚卸資産	497
その他の流動資産	330
非流動資産	33,469
有形固定資産	16,068
使用権資産	15,531
無形資産	100
その他の金融資産	1,298
繰延税金資産	469
資産合計	41,667

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

(単位：百万円)

科目	金額
負債	
流動負債	12,163
営業債務及びその他の債務	2,335
借入金	5,317
リース負債	1,733
その他の金融負債	19
未払法人所得税等	503
その他の流動負債	2,253
非流動負債	19,299
借入金	3,544
リース負債	13,872
引当金	1,877
繰延税金負債	4
負債合計	31,463
資本	
親会社の所有者に帰属する持分	10,213
資本金	372
資本剰余金	245
利益剰余金	10,072
自己株式	△274
その他の資本の構成要素	△202
非支配持分	△9
資本合計	10,204
負債及び資本合計	41,667

連結損益計算書 (2024年12月1日から2025年11月30日まで)

(単位：百万円)

科目	金額
売上収益	26,029
売上原価	16,294
売上総利益	9,735
販売費及び一般管理費	7,252
その他の収益	131
その他の費用	195
営業利益	2,418
金融収益	2
金融費用	297
税引前利益	2,123
法人所得税費用	678
当期利益	1,444
当期利益の帰属	
親会社の所有者	1,444
非支配持分	0
当期利益	1,444

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

計算書類

貸借対照表 (2025年11月30日現在)

科目	金額
資産の部	
流動資産	11,265
現金及び預金	2,941
売掛金及び契約資産	707
前払費用	277
関係会社短期貸付金	6,639
立替金	688
未収入金	32
貸倒引当金	△20
固定資産	2,077
有形固定資産	261
建物及び構築物	203
工具、器具及び備品	57
無形固定資産	7
ソフトウエア	7
その他	0
投資その他の資産	1,808
投資有価証券	11
関係会社株式	569
繰延税金資産	91
敷金及び保証金	1,134
資産合計	13,343

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

科目	金額
負債の部	
流動負債	7,449
買掛金	39
短期借入金	3,900
関係会社短期借入金	1,631
1年内返済予定の長期借入金	1,415
未払金	105
未払費用	239
未払法人税等	5
未払消費税等	8
預り金	29
賞与引当金	51
その他	24
固定負債	3,544
長期借入金	3,544
負債合計	10,994
純資産の部	
株主資本	2,347
資本金	372
資本剰余金	222
資本準備金	222
利益剰余金	2,026
その他利益剰余金	2,026
繰越利益剰余金	2,026
自己株式	△274
新株予約権	1
純資産合計	2,348
負債及び純資産合計	13,343

損益計算書 (2024年12月1日から2025年11月30日まで)

(単位：百万円)

科目	金額
売上高	2,879
売上原価	465
売上総利益	2,414
販売費及び一般管理費	2,695
営業損失	281
営業外収益	1,333
受取利息	146
受取配当金	1,130
その他	56
営業外費用	172
支払利息	171
その他	0
経常利益	879
特別損失	3
固定資産除却損	3
税引前当期純利益	876
法人税、住民税及び事業税	1
法人税等調整額	△64
当期純利益	939

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

監查報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年1月20日

株式会社エスプール
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 本間洋一
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 今井裕之

監查意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社エスプールの2024年12月1日から2025年11月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120 条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、株式会社エスプール及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか汁き章をれることにある。

当監査人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の品種開拓に重要な
その他の記載内容について、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するため経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懷疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年1月20日

株式会社エスプール
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 本間洋一
業務執行社員 指定有限責任社員 公認会計士 今井裕之
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エスプールの2024年12月1日から2025年11月30日までの第26期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としての他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年12月1日から2025年11月30日までの第26期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年1月21日

株式会社エスプール 監査役会

常勤監査役（社外監査役）徐 進 印
監 査 役（社外監査役）畠 中 裕 印
監 査 役（社外監査役）山 下 登 印

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりいたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、継続的な企業価値の向上と、それを通じた株主還元に積極的に取り組んでまいります。配当につきましては、成長のための事業投資を最優先とします。その上で、資本効率や財務基盤の強化を勘案し、安定的、かつ、持続的に株主還元の向上に努めてまいります。具体的には、連結配当性向を30%以上とすることを目標に、安定的な株主還元に努めてまいります。なお、単年度においては、連結配当性向が60%を超えない限り減配はないこととします。

第26期の期末配当につきましては、前述の配当方針並びに今後の事業展開等を勘案し、以下のとおりいたしたいと存じます。

配当財産の種類	金銭
配当財産の割当てに関する事項 及びその総額	当社普通株式1株につき金 10.0円 配当総額 781,036,450円 (配当の原資 利益剰余金)
剰余金の配当が効力を生じる日	2026年2月27日

第2号議案

取締役1名選任の件

経営体制の強化を図るため取締役1名を増員することとし、取締役1名の選任をお願いするものであります。
取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
新任	白川 儀一 (1970年8月19日)	1993年4月 安田火災海上保険株式会社入社 2019年4月 損害保険ジャパン日本興亜株式会社執行役員 経営企画部長 2020年4月 損害保険ジャパン株式会社取締役執行役員 2021年4月 同社取締役常務執行役員 2022年4月 同社代表取締役社長兼SOMPOホールディングス株式会社 国内損害保険事業オーナー執行役 2024年1月 同社退任・退職 2025年12月 当社社長執行役員(現任)	一株

(注) 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

<ご参考>株主総会後の役員のスキルマトリクス

本招集ご通知記載の候補者を原案どおりご選任いただいた場合、各役員の専門性と経験は次のとおりとなります。

		専門性と経験						
		性別	企業経営	事業開発 M&A	財務・会計	CSV ESG	人材開発	コンプライアンス リスク管理
取締役	浦上 壮平 代表取締役会長	男性	○	○			○	
	白川 儀一 代表取締役社長	男性	○	○		○	○	○
	佐藤 英朗 取締役	男性	○		○			○
	荒井 直 取締役	男性	○			○		○
	赤浦 徹 社外取締役	男性	○	○				
	宮沢 奈央 社外取締役	女性						○
	仲井 一彦 社外取締役	男性			○			
監査役	徐 進 常勤社外監査役	女性				○		○
	畠中 裕 社外監査役	男性	○	○			○	
	山下 登 社外監査役	男性					○	○

※本表は各取締役・監査役が有する全てのスキルを表すものではありません。

定時株主総会会場ご案内図

会場 東京都千代田区外神田一丁目18番13号

秋葉原ダイビル2階 秋葉原コンベンションホール



交通 J R 秋葉原駅 電気街口より徒歩 1分

東京メトロ銀座線 末広町駅 (1番、3番出口)	徒歩 3分
東京メトロ日比谷線 秋葉原駅 (2番出口)	徒歩 4分
つくばエクスプレス 秋葉原駅 (A 3出口)	徒歩 3分

※本総会のための駐車場の用意はしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいようお願い申しあげます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。